

真のジェンダー平等の実現をめざして ——労働運動の新地平

新自由主義からの脱却と ジェンダー平等への道

石川 康宏

ジェンダー平等という言葉の拡がりにもかかわらず、ジェンダーの定義はそれほど明確ではない。時に平等で、時に差別的でもありうる、性の相違を基準にした客観的な人間関係を、マルクス等の社会理論をヒントに考えてみたい。LGBT、SOGIなどの言葉が示すように、人の生物学的性差は男女という分類の枠を遥かに超えている。

他方で、1980年前後からの新自由主義的改革は、巨大資本による利潤追求の行き詰まりを、「市場経済の自由」という名目で野蛮に打開しようとするものだった。日本では小泉・竹中改革によって象徴される。ただし、同じ時期に無駄な大型公共事業や巨額の軍事予算が組まれたように、時々々の経済政策は一色ではない。

野放しの資本は、競争のなかで人間と自然を破壊する。そこで労働者運動の発展は必然となり、抵抗の最大の根拠は人権となった。ジェンダー平等に対する現代日本の逆流は、新自由主義的改革の下で絡み合う資本の論理と復古の思想である。その打開には、世界の先進例に学びながら未来を構想する、主権者としての力を鍛えることが不可欠である。

1 はじめに

ジェンダーをテーマに掲げる論文を最後に書いたのはもう14年も前のことで、本稿を引き受けるには若干の躊躇があった。しかし、女性団体はもちろんのこと、労働組合や中小業者など、広々様々な団体が「ジェンダー平等」を共通の達成課題として掲げるにいたった今日の状況下で、彼女・彼らを激励する仕事に取り組むことを避けるべきではないと判断した。私の最初の単著『現代を探究する経済学』（新日本出版社、2004年）は、サブタイトルを「『構造改革』、ジェンダー」として

いたが、この一言をここに盛り込むのに一定の「議論」が必要だった当時の状況からすれば、歩みは遅くとも、社会的な認識と運動は着実な前進を遂げている。

要請された論文のタイトルは「新自由主義からの脱却とジェンダー平等への道（仮）」だった。特集全体の総論らしく、広く多くの探求課題を含んだタイトルである。以下、手に余ることはまちがいないが、つづく諸論文の土台となる基礎的な問題に限定して、また「あらゆる人が人として尊重される社会」を目ざすみなさんの議論の一材料として、いくらかでもお役にたてるものを心がけたい¹。

2 あらゆる性を視野に含めた「ジェンダー平等」を

(1) ジェンダーと史的唯物論

ジェンダー平等にまつわる問題から考えたい。かつての論文で私は、ジェンダーの概念にかかわり次のような問題提起を行った。

「『ジェンダー』という用語は、通常、男女の生物学的な性差を示すセックスに対比され、歴史的文化的に形成される男女の性差や関係を示すものとされている。セックスが相対的に不変なものであるのに対し、ジェンダーが歴史の中で可変であるとされることから、この用語は女性の社会的地位の向上を願う多くの人々に受け入れられ、様々な学問の発展にも新しい刺激を与えるものとなっている」。

「とはいえ、この用語にはいくつかの問題がまわりついている」「その一つは、これが社会構築主義という一種の観念論的な社会観と一体のものとして使われることが多いという点である」「二つは、それがセックスとの対比という素朴な規定にとどまり、概念の練り上げが進んでいないという問題である」。

その上で、ジェンダーについて「『自然が与える性の相違を基準に、生活や労働の部面に歴史的社会的に形成される人間関係』などのように表わすことも可能であろう」と試論を提示した²。

いまふりかえると、ジェンダー概念の「練り上げが進んでいない」という断定には、フェミニズムあるいはジェンダー論の専門家による議論への私の理解の不足があった。最近の研究誌をいくつか手にとっても、ジェンダーは「1990年代前後以降は、男女の『性差に意味を与える知』（J・スコット）として定義されるようになる」との元橋利恵氏の解説があり³、また岡野八代氏は「フェ

ミニズム理論においては、こうしたセックスとジェンダーの二元論は批判されて久しく、実践的にも、こうした固定的なジェンダー理解は、むしろ差別や抑圧を助長することが懸念されている。なによりも、この定義からは、ジェンダーに働く権力性、もっといえば、政治性がいっさいみえてこない」という指摘がある⁴。

多くの人にただちに共有される新しい定義が生まれているわけではないが、これを練り上げる努力は様々な論者によって現在進行形で行われているということである。

人間社会を考える導きとして、私なりに重視してきたマルクスやエンゲルスの社会理論（史的唯物論）には、個人や家族がその中に組み込まれる経済や政治や法的な関係の相互作用において、もっとも強い力を発揮するのは経済であり、他方これらの現に形成されている客観的な人間関係全体に照応する社会的な意識については、同時に過去の歴史を色濃く継承する特徴があるなどの究明がある^{5, 6}。

試論「自然が与える性の相違を基準に、生活や労働の部面に歴史的社会的に形成される人間関係」の後段部分は、こうした人間社会の構造的な把握にヒントを得てのものだった。少し言葉を足しておけば、たとえば労働（経済）の部面における男女の関係（現代社会では大きな格差をはらむ関係）が、家庭や地域などの生活部面での男女関係を大きく規定し、それが試論には明示されなかったが政治や法の部面（議員の男女比、夫婦の別姓を許さぬ法の規定など）、さらにはこの社会で男女のそれぞれがどうふるまうべきかをめぐる社会的意識（男らしさ・女らしさの規範も）の内容を強く方向づけている。こうした史的唯物論にもとづく現実理解は、人々の性差を根拠として形成される人間関係の解明にあたっても、高い有効性をもつように思う。

こうした「人間関係」を形成する上で、今日、最大の主体として機能しているのは巨大な資本であろう。自らの利潤の最大化をめざして、資本は男性の労働力・女性の労働力を職場や家庭に自在に配置し、すでに搾取対象であることを終えた高齢者への配慮は最低限にとどめ、経済の金融化・AI化・グローバリゼーションの進展の中で、いまや未来の搾取対象である子どもの育成への関心さえ薄れさせている。巨大資本とその連合である財界団体は労働者やその家庭に対する強力な経済権力の担い手であり、加えて政治権力や法、司法の世界にも強い影響を及ぼす運動主体である。同時に「男らしさ・女らしさ」などの社会的意識には、古い男尊女卑や富国強兵に貢献できない「生産性のないカップル」を徹底排除する思想も色濃く残っている。世界120位（2021年）という日本のジェンダー・ギャップの深刻さは、この資本の横暴を制御する力の未熟を基本に、戦前社会に対する批判的意識の脆弱性からも理解されるべきものである。

もちろん、経済の部面に雇用形態や賃金・労働時間、巨大企業と中小企業・業者の関係などをめぐる闘いがあり、政治や法の分野にも政権や政策・法制、司法判断などをめぐる闘いがあるように、社会的意識の領域にも、いまある社会、あるべき社会をめぐる言論の闘いがある。日本の深刻なジェンダー・ギャップの是正にはこの領域での力関係の変化を政治や法、経済の領域に及ぼす取り組みが必要となる。

マルクス等の社会理論をこのようにジェンダー視角から現代的に豊富化させる試みは、マルクス理解・マルクス主義における「ジェンダー主流化」の試みといって良いかも知れない。

（2）生物学的性の多様性の上に

ここまでは、試論の前段である「自然が与える

性の相違」を、便宜的にもっぱら男女の相違によって代表させてきた。しかし、これを「自然が与える性」として、「自然が与える男女」としなかったことには理由がある。それは「自然が与える性」が「男女」の二つに限られるものではないという単純な事実である。最近では性的自認や性的志向の多様性を反映するLGBTやSOGIなどの言葉も社会に広まった。

性科学を専門とする宇野賀津子氏は、「生物学的性」としての「ヒトの性分化」にかかわり「成人の性自認と性役割決定に影響を及ぼす因子」を、①「遺伝子の性」、②「性腺の性」、③「身体的性」（「内性器の性」「外性器の性」「身体的二次性徴」）、④「心の性」にわけて解説し、こうした「医学的な性の成り立ちを理解することにより、性分化異常や性別不合についての理解が深まるだろう」と述べている⁷。「異常」という医学世界の用語には違和感をもつ向きもあるだろうが、より重要なのは現代日本の「戸籍上の性」がこれら多様な因子から「外性器の性」だけを根拠に決められており、人の性のきわめて一面的な把握になっているということの示唆である。

関連して調べてみると「ジェンダークリニック」に関わる医師たちが「性同一性障害および性の多様性について基本的なレビュー」を行う論文にも出くわした⁸。「性を構成するいくつかの要素」として「①性染色体や性器によって分けられる生物学的な性、②自分がどの性別であると思っているかという性自認、③性的関心の対象がどの性別なのかという性的指向、④社会的、世間的にその性別の役割とされている性役割」があげられ、さらに「性は、上記4つの（それ以上の）要素やそれらの強弱が複雑に組み合わさって決まるものである。某有名SNSサイトの性別欄には50以上の選択肢があると言われているが厳密に分けようと思うとこれに留まらないのかもしれない」と

もあった。

専門家の議論にあらためて学びながら確認しておくべきは、「男と女」という二分法の世界をはるかに超えた人の性の多様性である。「自然が与える性の相違を基準に、生活や労働の部面に歴史的社会的に形成される人間関係」というジェンダー定義の試論にもどっておけば、それが視野におさめる「人間関係」の担い手は、狭く「男女」におさまるものではありえない。ジェンダー平等をかかげる運動は、「あらゆる性」の平等を追求するもので、どのように分類しうる性の担い手であれ、それを理由に人としての権利や尊厳に格差がつけられることのない社会を目指す——そういうものでなければならないということである。

3 もうけの制約を排除する巨大資本による新自由主義

(1) 巨大資本が採用した理念

つづいて新自由主義からの脱却にかかわる論点に進む。コロナ・パンデミックの下で、自然も人間も守ることのできない現代社会の問題を、多くの人が新自由主義の名で告発するようになっていく。その問題点に深刻なジェンダー・ギャップの反映が見られることは、つづく特集の諸論文が明らかにしているとおりである。ここでは「新自由主義とは何か」など、基礎的な問題の検討にとどめたい⁹。

新自由主義がアメリカなど大国の経済政策の中心の理念にすえられたのは、この40年ほどのことだとされる。しかし、その起源は戦前にまでさかのぼり、1938年のウォルター・リップマンによる討論会があげられる。これには新自由主義経済学の祖とされるフリードリヒ・ハイエクが参加していた。さらに戦後の1947年にスイスのモンペルランで行われた討論会には、ハイエクとともに

に新自由主義経済学の代表格とされるミルトン・フリードマンも加わり、ここで創設されたモンペルラン協会は今日もつづいている¹⁰。

新自由主義については、小さな政府、規制緩和、民営化、市場原理主義、資本の自由、株主資本主義など様々な角度からの特徴づけがあるが、その根本の理念については、自由とは強制のない状態のことであり、その実現にはあらゆる強制の排除が必要で、根底には市場経済の自由がすえられねばならないというハイエクの主張がもっとも広く適合している。個人であれ資本であれ、その自由は決して侵されてはならず、資本の自由とはすべてを市場で決することができるということ、そこには政府も労働組合も口をはさむことは許されない。加えて、個人の自由とは、誰にも頼ることなく自己責任で生きるということだと。

ハイエクとフリードマンの経済学には、かなり根本的な違いがあるが、それは大きな問題だとはされていない。肝心なことは、ソ連やナチズムを否定するにとどまらず、1929年からの世界大恐慌を抜け出そうとしたアメリカのニューディール政策——公共事業による雇用の拡大、社会保障の形成、労働組合の承認、銀行と証券の兼務の禁止など——をも、市場の自由を侵害するとの理由で正面から否定するというその立場だった。投機をしばるな、雇用は市場にまかせろ、公的保障をするな、市場を曲げる労働組合は敵だ。後にアメリカなどの巨大資本が利用価値を見いだすのは、何よりこれらの主張についてだった。

新自由主義的政策の展開が「この40年ほど」のことだとされるのは、それがサッチャー政権(1979-90年)、レーガン政権(1981-88年)、中曽根政権(1982-87年)などの誕生を直接のきっかけとしたからである。それ以前に各国の経済政策を支えたのは、巨大な軍需の創出から一定の福祉の拡充まで広い幅をもって理解された「ケイン

ズ主義」の経済学で、それによる景気管理政策の下、資本主義は「黄金の60年代」と呼ばれる高度成長を実現した。しかし、1960年代末には早くもドル危機、スタグフレーション（景気後退と物価上昇の同時進行）、財政赤字などの諸問題が噴き出して、つづく1971年のドル・ショック、1973年のオイル・ショック、当時戦後最悪といわれた1974-5年の世界同時恐慌などの中で、世界の資本主義は大きな転換の時期を迎える。

この転換を自らの利益にそって能動的に切り拓いたのが、新自由主義的改革を求める巨大資本の潮流だった。そのための重要なお膳立てとして1968年に「ノーベル」経済学賞が新設される（受賞は1969年から）。ノーベル財団は今もこれを正式なノーベル賞とは認めていない。この怪しげな賞が、1974年のハイエク、1976年のフリードマンをふくめ、多くのモンペルラン協会員に与えられ始めた。新自由主義こそが次代を担う新たな経済学だという大宣伝である。実際、サッチャーは後に自伝の中で「われわれに感化を与えた」書物として、ハイエクの著書『隷従への道』を挙げている¹¹。

ケインズは大恐慌の体験から出発し、資本主義には「賢明な管理」が必要だとの立場からその運動のあり方を分析した。しかし「市場の自由にまかせよ」という新自由主義の主張からは、どのような現実分析の必要も生じない。新自由主義の経済学の「台頭」は、それが強い力をもった巨大資本によって「採用された」という以上の意味もたず、これ以後、経済学の学問的な探求はもっぱら非主流派経済学の担うところとなっている。

（2）市民生活に「小さな政府」、巨大資本に「大きな政府」

このような大がかりな「世論操作」の上で、1980年代には新自由主義を理念とする経済・社

会の改革が実行されていく。先頭に立ったレーガン政権は、労働市場や金融・投機の自由化、これに抵抗する労働組合への攻撃、「機会の平等」「選択の自由」の名による医療や福祉、教育などの分野での「公共の破壊」などを進めていった。出資比率に応じた少数大国の強い発言権の下、IMFや世界銀行が、累積債務に苦しむ途上国への融資条件として「小さな政府」「規制緩和」「民営化」などの新自由主義的改革を求める「ワシントン・コンセンサス」を採用したのも1980年代からのことである。

1980年代末から90年代初頭にかけて起こったソ連・東欧諸国の崩壊は、新自由主義的改革に対する同意の調達に向け「ノーベル」経済学賞とは比較にならない規模で活用された。「共産主義終焉」の大宣伝とともに「資本主義万歳・自由市場万歳」が連呼され、G7ははじめ各国に労働条件や法人税の引き下げなど、巨大資本のもうけの自由を拡げる国家間競争が組織されていった。アメリカ主導での経済グローバリゼーション戦略の展開である¹²。

日本では中曽根政権後「ゼネコン国家」路線と新自由主義的改革の路線が並行したが、1995年には財界労務部の日経連から非正規雇用拡大の大量令となる「新時代の『日本的経営』」が発表され（非正規の多くは女性たちに）、政府の社会保障制度審議会からは「自助・共助」を組み入れて公的保障を変質させる（負担の多くは女性の肩に）答申が出されていく。その後、財界や「古い自民党をぶっこわす」など支配層内部の一定の軋轢をへて、2001年誕生の小泉政権では、アメリカへの従属姿勢のきわめて色濃い新自由主義的改革が「構造改革」の名で一挙に展開された。

ワーキングプアの急増、政権による右翼的改憲の動きへの反発などから、2009年に民主党連立政権が誕生するが、新自由主義的改革路線の大き

な修正はなされないまま、2012年末に自民・公明政権が復活する。安倍政権はアベノミクスの名で新たな労働者安遣い政策を展開（「女性の活用・活躍」も）する一方、日銀マネーや年金マネーを株式市場に投入し、投機によるもうけの自由を拡大することで持てる者のみを富裕化して、貧富の格差（女性の貧困）を拡げていった。

かつて小泉政権で経済財政改革、金融、郵政民営化担当大臣などを歴任し、様々な新自由主義的改革を断行した「経済学者」の竹中平蔵氏は、その後も「残業代は生産性の低い人への補助金」「首を切れない社員は雇えない」などの暴言を繰り返し、いまは人材派遣大手パソナの親会社の会長となっている。その経歴は、巨大資本のもうけの自由と、公的保障からの個人の自由という二つの自由を躊躇なく追求した「新自由主義の人格化」とも言える¹³。

なお注意がいるのは、新自由主義的改革の推進が、巨大資本に国家権力を活用したもうけの自由を放棄させるものではないという点である。資本の「推進的動機」「規定的目的」はもうけの極大化であり、そのために「採用」される思想・方法・政策はどれもその一部をなす「手段」でしかない。実際にも「この40年ほど」の資本主義は、不要不急な大型公共事業の推進や巨額の放漫軍事支出など、市場経済の自由とは真逆の政策をつねに含んで展開されてきた。市民生活の保障に向けては「小さな政府」、巨大資本の利益保障については「大きな政府」、そうした二枚舌は巨大資本やそれを代弁する政治家にとって何の矛盾でもない。労働者保護や医療・福祉などの公的保障を回復し拡充するには、巨大資本に奉仕する「大きな政府」の是正が不可欠で、したがって「新自由主義からの脱却」は「新自由主義的改革のみからの脱却」ではなく、「新自由主義的改革に代表される巨大資本・財界いなり政治からの脱却」となっていく

しかない。

4 国と社会の未来を構想する、主権者力を鍛える取り組みを

コロナ・パンデミックをきっかけに、新自由主義からの脱却とジェンダー平等の推進を求める声が同時に高まっている。新自由主義的改革による雇用や福祉など社会的支援の脆弱化が、パンデミックの被害をより大きく女性に集中させる現実^{あら}が露わになっているからである。

資本主義の経済は、個々の資本が最大限の利潤を追求して行う活動を推進力とする。競争の外的強制によってそれらは、人間（労働者）と自然の破壊に自ら制限をかけることができず、命と健康を守るために資本の活動を制御する労働者運動の発展を不可避とする。これによる適切な制御なしに資本主義の健全な発展はありえない。労働者たちが資本の制御を正当化する最大の根拠は「人権」だった。労働者にも人間らしいくらしの権利を。19世紀イギリスの工場法は、それを国家に保障させる「社会権」の歴史的な端緒であった。

ジェンダー平等を掲げる今日の取り組みは、人権保障を労働の現場から社会の隅々にまで広げ、権利を手にするものを地上のあらゆる人間に広げていく19世紀以降の様々な運動の上にある。

男性のみの普通選挙権の後を追って、1893年ニュージーランド、1902年オーストラリア、1906年フィンランド、1913年ノルウェー、1915年デンマーク・スウェーデンと、1945年末までにはおよそ40カ国で男女平等の参政権が確立した。20世紀はじめには労働者世帯にも「男は仕事、女は家庭」の「近代家族」が広まるが、第二次大戦後、男女共通の労働時間短縮と子育てや介護など「福祉国家」化の進展の下で、欧米では女性の労働力率が高まっていく。女性就労のいわゆるM

字型も、1980 年前後にまず北欧やフランスで乗り越えられていった。

第二次大戦後には、1946 年に女性の地位委員会を設置した国際連合が大きな役割を果たすようになる。金城清子氏は、1979 年に国連で採択された女性差別撤廃条約を「1791 年の、オランプ・ドゥ・グージュの『女性および女性市民の権利宣言』以来、長い歳月をかけて……初めて成立した」「女性の人権宣言」と評している。オランプ・ドゥ・グージュは、フランス「人権宣言」における女性排除を指摘し、時の革命権力によってギロチンにかけられた女性である¹⁴。

1980 年前後からの新自由主義的改革により、北欧や西欧にも福祉や労働者保護の後退が生じ、女性の労働環境の悪化や家族ケアの負担増が生じた。しかし、この時期にも、イギリスで 1979 年に 3.0% にすぎなかった下院（庶民院）の女性議員が 2017 年選挙で 32.0% に、フランスの下院でも 1978 年に 4.0% だった女性議員が 2018 年には 38.8% に増加するといった前進が生まれている。

日本の歴史には「女性の世界史的敗北」が武家社会の成立前後までずれこんでおり、明治期にこそ女性の地位がもっとも低くなるという独自の特徴がある。その後、女性参政権は 1945 年の選挙法改正で実現し、近代憲法と現代憲法の両方の性質を併せ持って生まれた初めての憲法らしい憲法（日本国憲法）は、「両性の本質的平等」（今日では「あらゆる性の」と読み替える必要がある）を定めていた。それにもかかわらず、日本では「女は家庭」の近代家族が日本国憲法の制定後にこそ社会に拡がり、女性差別撤廃条約の締結は 1985 年まで遅れ、政府は 21 世紀の今日も男女平等やジェンダー平等の用語を嫌い「男女共同参画」という言葉で問題の所在をごまかしている。世界の変化とのこの大きな落差が、ジェンダー・ギャップ指数 120 位という数字に現われている。

ジェンダー平等の推進に逆行する日本社会内部の主な力は、巨大資本・財界による職場と家庭双方での労働力管理の政策である。戦後はじめて権力の中心に座った財界は、戦時と変わらぬ超長時間労働を男性労働者に強制し、他方でその労働力の再生（生活の世話）と再生産（次代の労働力である子どもの育成）を、女性だけの若年定年制、結婚・出産退職制などをつうじた「専業主婦」の創出によって満たしていった。1968 年に文部省社会教育局が示した「家庭の生活設計」は、家庭における女性の役割を、①家庭管理者としての主婦、②職場で疲弊した夫を再生させる妻、③子どもを育てる母、④はたらく勤労者、⑤社会活動に参加する市民とまとめているが、これは当時の財界の意向を見事に汲んだものとなっている。1985 年の男女雇用機会均等法が「男性なみ平等」を推進するもので、それに耐えられない者は無権利の非正規雇用に甘んじよというのが、新自由主義的改革を象徴した 1995 年に発表された「新時代の『日本的経営』」の重要な一面だった。

ジェンダー平等に逆行するもう一つの大きな力は、戦前型の「日本を取り戻せ」とする復古主義の思想である。夫婦別姓への強い抵抗や自民党改憲案での「家族保護」論の強調は、雇用・労働環境の悪化、社会保障政策の後退による困難を「家族」の「共助」で乗り越えよという新自由主義の理念とも深く結びついたものとなっている¹⁵。

労働者・市民がこうした逆流を押し返す力をいかにして育てていくかが課題である。多くの市民が立ち上がり、時の権力者から主権を奪い、基本的人権を自ら勝ち取る西欧ブルジョア革命型の変革が日本の近現代史にはなく、社会の主権者としての市民の成熟に歴史的な遅れがあるのは間違いない。しかし、主権とともに政治活動を含む多くの自由を手に入れてすでに 75 年の時が経過しており、いつまでも未熟を過去の歴史のせいにして

おくわけにはいかない。この国にくだすすべての人の人権を、政治の責任のもとに互いに支え合う主権者としての自覚と能力を育む必要がある。目の前の課題に取り組みながらもそれだけでなく、北

欧など各国の先進例に学び、この国と社会の未来を構想する、そうした構えの大きな取り組みが必要になっていると考える。

(いしかわ やすひろ・神戸女学院大学教授、会員)

- 1 関連する私の主な書き物は次のようである。「企業社会のジェンダー・ギャップ」「主婦とはどういう存在なのか」「マルクス主義とフェミニズム」「女性の『家庭責任』と財界の思惑」(『現代を探究する経済学』新日本出版社、2004年)、『『資本論』の中のジェンダー分析—『マルクス主義フェミニズム』との関わりで—』(鯉坂真編『ジェンダーと史的唯物論』学習の友社、2005年)、「長時間労働・女性差別とマルクスのジェンダー分析」(日本共産党『前衛』2007年3月号)。
- 2 前掲・石川「長時間労働・女性差別とマルクスのジェンダー分析」86ページ。
- 3 元橋利恵「言葉の玉手箱 キーワード解説」のジェンダーの項(日本科学者会議『日本の科学者』2020年6月号、4ページ)。ただし、スコットのこの定義は社会構築主義の理論と一体のもので、これについては伊藤敬「構築主義と現実——反映論の視角から」(前掲・鯉坂編『ジェンダーと史的唯物論』)が批判的に検討している。他方、スコットの議論の内容については、江原由美子「ジェンダーと社会理論」(同『フェミニズムのパラドックス』勁草書房、2000年)が、これをさらに発展させるとの立場から詳細な検討を行っている。
- 4 岡野八代「ジェンダー平等と安倍政権」、『経済』2020年2月号、86-90ページ。
- 5 F・エンゲルス『フォイエルバッハ論』(新日本出版社、1998年他)、『マルクス、エンゲルス書簡選集(下)』(新日本出版社、2012年)所収のエンゲルスによる「史的唯物論に関する手紙(その一〜六)」など。
- 6 牧野広義『マルクスの哲学思想』(文理閣、2018年)が、史的唯物論を理解する上での示唆に富んでいる。「第10章・家族と市民社会」は、ヘーゲルの家族論を前提にマルクスが家族を史的唯物論にどう位置づけたかを『資本論』にも及んで検討するものとなっている。
- 7 宇野賀津子「性差：生物学的・歴史的・社会的視点から考える」、前掲『日本の科学者』2020年6月号、6-7ページ。
- 8 永野健太・飯田仁志・大串祐馬・鎗光志保・武藤由也・矢野里佳・川崎弘詔「性の多様性、性同一性障害について」、『九州神経精神医学』第64巻第3・4号、2018年12月、112-113ページ。
- 9 2020年12月に行われた全国革新懇主催のシンポジウムで、同様のテーマでの報告を行った。パンフレット『コロナ危機をのりこえる新しい社会をめざして』(2021年)を、あわせてご参照願いたい。
- 10 新自由主義の起源と発展については、権上康男編『新自由主義と戦後資本主義』(日本経済評論社、2006年)が詳しい。また友寄英隆『「新自由主義」とは何か』(新日本出版社、2006年)が、関連する多くの論点をコンパクトにまとめている。
- 11 マーガレット・サッチャー『サッチャー回顧録(下)』(日本経済新聞社、1996年)、25ページ。
- 12 一ノ瀬秀文『世界と日本をどう見るか』(新日本出版社、1997年)は、特に労働条件の改変に焦点をあてて、ソ連・東欧崩壊後のアメリカ主導でのグローバリゼーション戦略の展開を詳しく論じている。
- 13 前掲・石川『現代を探究する経済学』に収めた「『理論』なき弱肉強食——竹中流経済政策を読む」では、「構造改革」を主導する同氏の理念と様々な主張を検討した。「失業は本人が役に立たないから」「人頭税が理想の税」「社会保障はたかりである」など、いま読み返すとそれは21世紀に生きた「経済学者」のものとは到底思えない、労働者・市民に対する傲慢極まりない悪態語録ともなっている。
- 14 辻村みよ子・金城清子『女性の権利の歴史』(岩波書店、1992年)、132ページ。
- 15 新自由主義と「家族保護」の関係については、若尾典子「家族を考える」、前掲『日本の科学者』2020年6月号を参照のこと。